

社団法人 熊本県労働基準協会定款

昭和41年7月1日制定

昭和44. 46. 52. 55. 56. 57. 60. 年度通常総会において一部改正

平成7. 12. 年度通常総会において一部改正

平成18年度通常総会において一部改正

第 一 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人熊本県労働基準協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を、熊本市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の連絡提携により、労働基準法、および関係法規の普及に協力するとともに、労働条件の改善、及び労働安全、衛生の向上のための活動を推進することによって、労働者の福祉の増進をはかり、あわせて労働生産性の向上と健全な産業の興隆に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 産業安全、労働衛生、賃金、労働時間その他の労働条件の改善に関する調査、研究及び指導
2. 労働者の福利厚生及び能率増進方策の研究
3. 各種講習会、講演会、研究会、座談会等の開催
4. 諸調査研究及び各種資料の蒐集
5. 機関誌の発行
6. その他本会の目的達成のために必要な事項

(部 会)

第 5 条 本会は、前条の事業を行うため、次の部会を置き、次のとおり本会の業務を分担する。

1. 総務部会

総務部会は、本会の事業実施について、各支部及び各部会の連絡協調を図り、併せて、機関誌の発行その他の事務を処理し、その他、他の部会に属さない業務を担当する。

2. 安全衛生部会

安全衛生部会は、産業安全、労働衛生に関する調査、研究、及び、これが対策の樹立、並びに会員事業場における安全衛生管理活動等の促進に関する業務を担当する。

3. 賃金部会

賃金部会は、賃金に関する調査、研究、及び指導、並びに会員事業場に対するこれが周知に関する業務を担当する。

4. 労務部会

労務部会は、労務管理全般に関する調査、研究、及び指導並びに会員事業場に対するこれが周知に関する業務を担当する。

5. 労災部会

労災部会は、労働者災害補償に関する事項の調査、研究、及び指導、並びに会員事業場に対するこれが周知に関する業務を担当する。

第 二 章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員。本会の趣旨に賛同し、加入した労基法適用事業場又はその団体。
2. 賛助会員。前号以外の個人、又は団体であつて、本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得て加入した者。

(入 会)

第 7 条 本会の会員となるには、所定の入会申込書を支部長を経由して会長に提出しなければならない。

(会 費)

第 8 条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 9 条 本会の会員は、その申出によって、退会することができる。

- 2 会員は、次の場合、退会したものとみなす。

(1) 死亡又は解散、もしくはこれに類する事実が生じたとき。

(2) 会費を、2年間納入しないとき。

(除 名)

第10条 会員に、本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

2 前項の規定により、除名された会員には、その旨を通知する。

第 三 章 役 員 等

(役員の種別及び員数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	5 名以内
理 事	4 0 名以上 6 0 名以内
部 会 長	5 名以内
専務理事	1 名
監 事	3 名以内

(役員の選任)

第12条 会長、副会長及び部会長は、理事会において互選する。

2 理事及び監事は総会の議決によって会員のうちから選任する。

3 削除

4 専務理事は、理事会の承認を得て会長が選任する。

5 理事及び監事は、互いにこれを兼ねることはできない。

(役員の職務)

第13条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長が予め定めた順位により、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長、副会長及び部会長を補佐し、会長の命を受けて業務を処理する。

4 各部会長は、会長の命を受けて部会の職務を行う。

5 理事は理事会を組織し、職務を執行する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(役員の解任)

第15条 役員に、本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第16条 本会に、顧問及び相談役並びに参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役並びに参与は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。

4 参与は、会長の求めに応じて、本会の業務に参画するものとする。

5 任期は2年とし、再任を妨げない。

(報酬又は費用の弁償)

第17条 顧問、参与及び役員は総会の議決を経て、別に定めるところにより費用の弁償を受けることができる。

第 四 章 会 議

(会議の種類)

第18条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第19条 総会は、これを通常総会、及び臨時総会とに分ける。

2 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたときに開催する。監事又は3分の1以上の会員から会議の目的たる事項及び事由を示して開催を求められたときは、会長はこれを拒むことはできない。

(構 成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

但し、予め支部総会において選出された代議員をもって構成することができる。

2 理事会は理事をもって構成する。

(総会の招集及び議長)

第21条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会の招集は、少なくとも総会の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文章をもって、会員に通知しなければならない。

3 総会の議長は、出席した会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、会員総数の過半数の会員が出席しなければ、これを開会することはできない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この定款に別段の定めあるものを除き、出席会員の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、予め通知された事項に限り、他の会員を代理人として委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、この定款に別段の定めあるもののほか、次の事項を審議決定する。

(1) 毎事業年度の収入、支出の予算及び決算並びに事業報告及び事業計画

(2) 財産の処分

(3) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担

(4) 定款の変更

(5) 会費の徴収額及び方法

(6) 前各号のほか、この法人の運営に関する重要な事項

2 予算の執行に当り、補正予算の編成の必要を生じたときは、理事会の決定により仮にこれを執行し、次期総会において承認を受けなければならない。

(理事会の招集及び議長)

第26条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、少なくとも5日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、通知しなければならない。
- 3 前項の召集通知は、緊急やむを得ない場合においては、会議の前日までに通知すれば足りる。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第27条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、開会することはできない。

(理事会の議決)

第28条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について他の理事を代理人として委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、この定款に別段の定めのある事項のほか、次の事項を審議決定する。

1. 総会の議決により委任された事項
2. 事業の執行に関する事項
3. 定款の施行に必要な細則の制定改廃に関する事項
4. 総会に付議すべき事項
5. 前各号のほか、本会の運営に関し必要な事項

(監事の出席)

第31条 監事は、理事会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

(議事録)

第32条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の数及びその出席者数（委任者を含む）
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項（理事会においては、議長及び理事）
- 2 議事録には、議長及び出席会員の中から、会議において選出された議事録署名人2名が、署名しなければならない。

第 五 章 資 産 及 び 会 計

（資産の構成）

第33条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費。
- (2) 寄付金品。
- (3) 資産から生ずる収入。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) その他の収入。

（資産の管理）

第34条 本会の資産は、これを会長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

（資産の支弁）

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（予算及び決算）

第36条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の7日前までに、監事の監査を経て、次年度の収入支出予算とともに、総会の承認を得なければならない。

- (1) 財産目録。
- (2) 貸借対照表。
- (3) 事業報告書。
- (4) 収支決算書。

（剰余金の処分）

第37条 毎事業年度の決算により、剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その金額を翌年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 六 章 事 務 局

(職 員)

第 3 9 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、職員若干名を置き、会長がこれを任免する。
- 3 事務局の運営に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 七 章 支 部

(支 部)

第 4 0 条 本会は、各労働基準監督署の管轄区域ごとに支部を設け、当該監督署の所在地に事務所を置き、その地名を冠して呼称する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会の運営上必要な場合は総会の決議を得た上で、別に支部を設けることができる。

(支部の経費)

第 4 1 条 支部の経費は、本会において交付する。

(支部規定)

第 4 2 条 支部総会、支部役員、その他支部の運営に必要な規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第 八 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第 4 3 条 本定款は、総会において、出席者による過半数の同意を得、かつ、熊本労働局長の認可を受けなければ、変更することはできない。

第 九 章 解 散

(解 散)

第 4 4 条 本会は、民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項第 1 号に該当する事由により、解散する。

- 2 総会において解散の決議を行うには、総会員の 3 分の 2 以上の同意を要するものとする。

(残余財産の処分)

第45条 前条の規定により、解散したときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、熊本労働局長の許可を得て、類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

(清算人)

第46条 本会が解散したときは、会長が清算人となる。

第 十 章 雑 則

(施行細則)

第47条 本定款施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が、別に定める。

附 則

1. この定款は、熊本労働局長の設立許可があった日から施行する。
2. 役員及び監事の任期は、設立年度に限り、設立総会の日から次の通常総会の日までとする。
3. 本会の、設立初年度の事業年度は、設立総会の日から昭和44年3月31日までとする。
4. 本会の設立当初の役員は、次の通りである。

省 略

5. この定款の変更規定は、熊本労働局長の認可があった日から施行する。

代 議 員 選 出 規 程

昭和60年5月15日制定

平成13年1月22日改正

- (1) 本会の総会は定款第20条に基づきあらかじめ支部総会において選出された代議員をもって構成することができる。
- (2) 代議員の定数は会員数の20分の1とする。
※ 但し、当分の間各支部の定数は次の通りとする。
なお、10%以内で増員することができる。
- | | | | |
|------------|------|------------|------|
| 熊本支部 | 50名 | 八代、玉名、人吉支部 | 各30名 |
| 本渡、菊池、阿蘇支部 | 各20名 | 合計 | 200名 |
- (3) 代議員は本会各支部毎にその所属する会員が会員のうちから選任する。
- (4) 代議員の任期は2年とし、任期満了後も支部から変更通知がない限り次期代議員に推薦されたものと認める。
但し、任期中に当該事業場において異動があった場合は、後任者をあて残任期間とする。

本規程は昭和60年5月15日から施行する。